

九州大学における学生の旧姓使用の取扱い要項

実施日：平成28年6月30日

(趣旨)

第1条 この要項は、九州大学に在籍する学生の旧姓使用の取扱い及び手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(旧姓使用の申出ができる学生)

第2条 旧姓使用の申出ができる学生は、次に掲げる者とする。

- (1) 学部生
- (2) 大学院生
- (3) 科目等履修生等（九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第1条に規定する者）

(旧姓使用の申出)

第3条 旧姓使用を希望する学生は、事実が確認できる書類（戸籍抄本等）を添えて、旧姓使用届（様式1）を在籍する学部又は学府の長に提出するものとする。

- 2 前項の申出を受理した場合は、学籍簿その他の当該学生に係る各種文書（ただし、国等の機関の所管する制度等により、戸籍上の氏名を使用することとされているものを除く。）は旧姓を用いるものとする。

(旧姓使用の中止)

第4条 前条の申出により旧姓を使用している学生が、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用中止届（様式2）を在籍する学部又は学府の長に提出しなければならない。

- 2 前項の申出を受理した場合は、学籍簿その他の当該学生に係る各種文書の氏名を変更するものとする。

(学位記に記載する氏名の取扱い)

第5条 学位記に記載する氏名について、学籍簿と異なる表記を希望する学生は、学位記記載の氏名表記届（様式3）を在籍する学部又は学府の長に提出するものとする。

(申出受理の記録)

第6条 前3条の申出を受理した場合は、その旨を学籍簿に記録するものとする。

(卒業、修了又は退学後の取扱い)

第7条 本学を卒業、修了又は退学（以下「卒業等」という。）するときに旧姓を使用していた学生が卒業等した後に自己に係る文書等を本学に申請する場合は、旧姓により行うものとする。

- 2 前項の申請があった場合、本学は当該学生に係る文書について、旧姓により交付するものとする。

(旧姓使用に伴う証明)

第8条 旧姓使用に係る戸籍上の氏名との同一性の証明については、当該学生の自己の責任において行うものとする。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、学生の旧姓使用の取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要項は、平成28年6月30日から実施する。

旧姓使用届

平成 年 月 日

九州大学〇〇学部長 殿
九州大学大学院〇〇学府長 殿

所 属 学部 学科
学 府 専攻 (修士・専門職・博士)

入 学 平成 年 月 (入学・進学・編入学)
学 生 番 号
氏 名

学籍簿に記載する氏名については、旧姓 (又は旧姓併記) で記載していただきたく、
下記のとおり届出いたします。

記

ふりがな 使用する氏名(旧姓)	
ふりがな 戸籍上の氏名(新姓)	

(注)

1. 事実が確認できる書類 (戸籍抄本等) を添付してください。
2. 旧姓使用が認められたときは、各種文書 (学生名簿, 証明書, 学生証等) は、原則として上記の氏名を用いることとなります。
3. 旧姓使用に係る戸籍上の氏名との同一性の証明については、当該学生の自己責任によるものとします。

(様式2)

旧姓使用中止届

平成 年 月 日

九州大学〇〇学部長 殿
九州大学大学院〇〇学府長 殿

所 属 学部 学科
学府 専攻 (修士・専門職・博士)

入 学 平成 年 月 (入学・進学・編入学)
学生番号
氏 名

下記のとおり旧姓 (又は旧姓併記) の使用を中止したいので届け出ます。

記

ふりがな 使用を中止する氏名(旧姓)	
ふりがな 使用する戸籍上の氏名(新姓)	

学位記記載の氏名表記届

平成 年 月 日

九州大学〇〇学部長 殿
九州大学大学院〇〇学府長 殿

所 属 学部 学科
学府 専攻 (修士・専門職・博士)

入 学 平成 年 月 (入学・進学・編入学)
学生番号
氏 名

学位記に記載する氏名については、下記により旧姓 (又は旧姓併記) で記載して
いただきたく、届出いたします。

記

ふりがな 姓	ふりがな 旧 姓	ふりがな 名
学位記記載氏名 ※この欄に記載された氏名が学位記に記載されます。(学位記は縦書き)		

(記載例)

ふりがな 姓	ふりがな 旧 姓	ふりがな 名
やまだ 山田	たなか 田中	はちろう 八郎
学位記記載氏名 ※この欄に記載された氏名が学位記に記載されます。(学位記は縦書き)		
山田 (田中) 八郎 ※旧姓併記を希望する場合の記載例		

(注)

1. 事実が確認できる書類 (戸籍抄本等) を添付してください。
2. 旧姓使用にかかる戸籍上の氏名との同一性の証明については、当該学生の自己責任によるものとします。
3. この申請内容は学位記の表記に関してのみ有効なもので、この申出により学籍簿上の氏名等の変更は行いません。